

介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算【見える化要件】について

NPO 法人ドリームワーク

介護職員の処遇改善については、平成29年度の介護報酬臨時改定により『介護（福祉・介護）職員処遇改善加算』の拡充がなされました。また、令和元年度の介護報酬改定において、「介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験・技能ある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」ことを目的として、『介護（福祉・介護）職員等特定処遇改善加算』が創設されました。令和4年には『介護（福祉・介護）職員等ベースアップ等支援加算』が創設され、この3つの加算で運用が行われてきましたが、介護職員の人材確保推進を目的とした賃金引き上げの措置として、令和6年度より『介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算』への一本化が行われました。当該加算を受給するためには、以下の要件を満たしている必要があります。

【受給要件】

1. キャリアパス要件

- ① 賃金体系・昇給の仕組みの周知、研修の実施、資格取得支援、経験・技能のある職員のうち1人以上は改善後の賃金総額が440万円以上になること。
- ② 職場環境の更なる改善、見える化を実施。
- ③ 経験技能のある福祉、介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること。

2. 月額賃金改善要件

新加算IV相当の加算額の2分の1以上（新加算IVが10.5%）を月給の改善に充てること。

3. 職場環境等要件

- ①入職促進に向けた取組
- ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ③両立支援・多様な働き方の推進
- ④腰痛を含む心身の健康管理
- ⑤生産性向上のための業務改善の取組
- ⑥やりがい・働きがいの醸成

以上の6区分について、算定区分別に定められた数の取組みを行うこと。実施した取組みの内容については情報公表システム等で具体的に公表すること。

※NPO 法人ドリームワークの取組内容の詳細は、以下の【職場環境等要件】に記載しています

『見える化』要件とは・・・

介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算を取得するために、上記受給要件についての具体的な取組み内容をホームページ等で公開するなどして、外部から見える形で公開することです。NPO 法人ドリームワークでは、ホームページにて掲載いたします。

【 介護（福祉・介護）職員等処遇改善加算 取得状況 】

サービス種別	算定区分
障害福祉	新加算 1

【 職場環境等要件 】

区分	NPO 法人ドリームワークの取組
入職促進への取組	<ul style="list-style-type: none"> ◦法人の経営理念等の実現のための施策の実施 ◦他業種からの転職者・中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用 の実施
資質向上やキャリアアップ に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ◦専門性の高い資格を取得するための受講支援
両立支援・多様な働き方の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ◦職員の事情等状況に応じた短時間正職員制度 ◦子育て世代が働きやすいようにシフト作成。 ◦職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換制度
心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ◦短時間労働者、夜勤者への健康診断受診支援 ◦雇用管理改善のための管理者に対する研修の実施 ◦看護師による、健康チェック記録作成。
生産性向上のための業務改善取組み	<ul style="list-style-type: none"> ◦タブレット端末やインカム、音声入力システム等のその事業所に適した ICT 機器活用。
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ◦法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供